

「(仮称) 河内長野市路上喫煙の制限に関する条例(案)の概要」に対する意見募集(パブリックコメント)の結果

【概要】

令和3年1月15日(金)から令和3年2月15日(月)まで、市内の主な公共施設及び市ホームページにおいて公表し、「(仮称) 河内長野市路上喫煙の制限に関する条例(案)の概要」に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しましたところ、3名より3件の貴重なご意見をいただきました。いただいた3件のうち、公表可の3件について、以下の内容別一覧のとおり整理しました。

なお、ご意見と、ご意見に対する市の考え方は次頁のとおりです。

◆分類について

変更	ご意見を受けて計画(構想、指針、条例など)に変更を加えました。	0件
包含	ご意見の趣旨等は計画(構想、指針、条例など)に含まれています。	3件
参考	ご意見の趣旨等は計画(構想、指針、条例など)に含まれていますが、ご提案内容は今後の取り組みの参考等とすべきと考えます。	0件
その他	ご意見につきましては、計画(構想、指針、条例など)に反映しないものとします。	0件

◆ご意見に対する市の考え方

番号	分類	頁	ご意見（の概要）	市の考え方
1	包含	全体	<p>愛煙家（1日20本）です。</p> <p>嫌煙者からは冷たい目で見られて、片身の狭い思いですが、マナーはキッチリと守り、ポケット吸がら入れは常に携帯しています。</p> <p>今回の条例については3ヶ所の駅前での実施とのことですが、条例制定にはやむを得ないと思います。喫煙場所は確保して頂ける様ですので、是非、場所の確保と表示していただければ結構かと思ます。</p>	<p>（仮称）河内長野市路上喫煙の制限に関する条例（案）へご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>本条例は、喫煙行為を一律に禁止するものではなく、環境美化の観点から、特に吸い殻のポイ捨てが多い場所において、ポイ捨てにつながる路上喫煙を禁止する区域の設定等を行うものです。</p> <p>このことにより当該禁止区域外において路上喫煙が増加することを未然に防ぎ、喫煙者と非喫煙者との共存及び分煙を図るため、当該禁止区域内に喫煙場所を設置することを予定しております。また、看板等により、禁止区域の範囲と喫煙場所の位置について、分かりやすく表示することを併せて予定しております。</p>
2	包含	全体	<p>条例の制定に賛成です。</p> <p>歩きたばこやポイ捨てが多いので、規制して頂きたいです。</p> <p>ただ、禁止にするだけでは、隠れて喫煙したり、少し離れた場所で喫煙する人が多く、あまり効果がないと思います。</p> <p>【4】その他に書いてある通り、しっかり喫煙所を整備して、分煙化を進めていただきたいです。よろしくお願ひいたします。</p>	
3	包含	全体	<p>私は随分前にたばこをやめましたが、たばこを吸う人が、まだまだ沢山いることを考えると、喫煙所は必要だと思います。</p> <p>家庭ゴミが捨てられると言うことで、駅前のゴミ箱をどけたら、近くのコンビニや駅のゴミ箱に、沢山ゴミが捨てられたように、何でも禁止すれば、それで事が済む訳ではありません。たばこを吸っている人は、それだけ</p>	

			多くの税金を納めているのですから、それを使って、喫煙所をつくってあげるべきだと思います。	
--	--	--	--	--

【問い合わせ先】 河内長野市役所 環境経済部 環境政策課

TEL : 0721-53-1111